

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年1月15日

担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 鈴木隆広

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3573-2-301

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第3条及び第2条第2項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

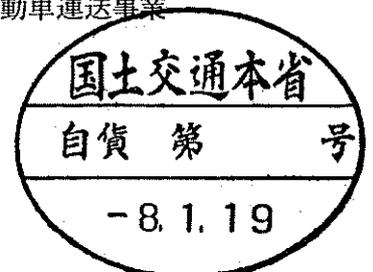
建機メーカーAから当社Bはリースで車両を借り受けます。それをサブリースでお客様C（当然複数社の顧客がありますが便宜的にCとまとめます）に貸し出します。サブリースなので車検証上に当社の名称は表示されず、最終的な車検証の状態としては「所有者：建機メーカー」「使用者：エンドユーザー（当社が貸し出すお客様）」となります。この建機を当社が自家用トラックでお客様の車庫まで運賃をもらって運びます。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

車検証の記載状態によって考え方が変わっていますが、基本的には合法であり貨物自動車運送事業法許可は不要と考えます。

（パターン1）

運ぶ建機の車検証の所有者が当社Bになれば自己所有物なのでCから運賃をもらい、Bの自家用トラックで運ぶことは違法でないと考えます。しかし、貨物自動車運送事業



法第2条第2項では「他人の需要に応じ、有償で」とあります。この文章が「他人の貨物を、有償で」となっていれば違法でないことは明確なのですが、自己所有物を今回は他人Cの需要に応じて有償で運送することになるので、たとえ自己所有物であっても「他人の需要に応じ、有償で」運ぶとなると貨物自動車運送事業許可が必要になるのではないかと若干の不安を感じています。なぜ他人の需要にあたるかという点、Cからの依頼つまり需要がなければこの建機を運ぶことはありえないからです。また、お客様がご自身で弊社車庫まで建機を取りに来る方からは運賃はもらわず、当社からお客様車庫まで運ぶときに運賃をもらうので、どうしても運賃という取扱いになります。

(パターン2)

運ぶ建機の車検証の所有者が建機メーカーAの場合、車検証上の記載には当社Bは載ってこないが、Bは契約上はサブリースの転貸者になり、その管理権を得ているわけなので当該建機車両の所有者に準ずると考えます。車検証上の公証はされていませんが実質の所有はBにあります。その時、パターン1が合法であれば同じく合法だと考えます。パターン2が違法であれば同じく違法とならざるをえません。

もし、そもそも当社Bが所有者とはみなされずまったく他人という立場になるのであればすべての運送が貨物自動車運送事業の許可対象となってしまう可能性はありますが、やはり考証としての車検証にBが記載がないとしても実体の管理としてはBがしているのでパターン1の回答と同じものになるべきと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

5. 連絡先

電話 045-932-3722（平日午前のみ）

メール suzuki@unsapo.com